

令和7年度福島県骨粗鬆症検診実態調査業務委託 提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している「令和7年度福島県骨粗鬆症検診実態調査業務」の提案書募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議のうえ別途作成する。

2 事業の目的

女性の発症リスクが高いとされる骨粗鬆症は、加齢等による骨量の減少により骨折しやすくなる疾病であり、市町村が実施する骨粗鬆症検診を定期的を受診し、骨粗鬆症及び骨折の予防に繋げることが重要である。

福島県は、骨粗鬆症検診受診率は全国平均と比較して高い数値となっているが、精密検査の受診や治療の動向について把握がされていない状況である。

そのため、骨粗鬆症検診後の精密検査受診や治療動向を把握し、課題を明らかにし、今後の骨粗鬆症予防を含めた県民の健康づくりへの行動変容を含めた対策の検討を行い、介護予防に資することを目的として本事業を実施する。

3 業務内容

(1) 対象地域

福島県内とする。ただし、分析に必要な場合は、福島県外も対象とする。

(2) 業務内容

ア 検診対象者に対して検診受診者の割合を算出する。

イ 骨粗鬆症検診対象者（検診受診者5年分）に対し以下の調査を行う。

（ア）精密検査の受診割合

（イ）骨粗鬆症と診断された患者の治療継続状況

（ウ）要介護認定率と骨粗鬆症検診受診率の関係

ウ 県民に対するアンケートを実施し、骨粗鬆症検診を受診していない県民に対しての課題と受診率の向上、行動変容を促すきっかけとなる内容の意識調査を行う。

エ 市町村向けに Web 等によるアンケートを実施し、数ヶ所程度ヒアリングを実施する。

オ その他、本事業の目的達成に必要な調査

カ ア～オを通じて現状分析及び課題の整理と骨粗鬆症予防を含めた県民の健康づくりへの取組推進に資する業務報告書を作成する。

4 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては業務内容を理解し、常に県と密接な連絡を取り、誠実に履行すること。
- (2) 提案を求める項目については、事業の目的に照らし合わせて、各プロポーザル参加者の独自の手法や自由なアイデアを踏まえた提案を行い、調査対象の数量等は具体的な数値を盛り込むこと。
- (3) 受託者は、業務実施準備から実績報告まですべての業務を行うこととする。ただし、県が特に指定した場合を除く。
- (4) 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、すべて受託者が負担する。
- (5) 受託者は、本委託業務の実施に当たり、受託者の責めに帰する事由により県に損害を与えた時や、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 本委託業務の実施に伴う著作権は、原則すべて県に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、個人情報保護に関する法律や条令等、法制度に則り適切に管理すること。また、受託中に知り得た情報は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこと。なお、本委託契約が履行された後においても同様とする。

5 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、県の承諾を得たときは業務の一部を再委託することができる。

6 実績報告及び成果品

受託者は業務内容の結果をとりまとめ、業務実績報告書を作成すること。

なお、作成に当たっては、得られた成果を今後も有効に活用できるよう、次年度以降の課題解決や支援のために必要な事項を明記すること。

- (1) 業務実績報告書
- (2) その他県が必要と認める書類等
- (3) 提出時期 令和8年3月31日まで
- (4) 提出部数 各2部
- (5) 納入場所 福島県保健福祉部健康づくり推進課

7 その他

本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。